

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 7 年 1 2 月 1 7 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、東京都教育委員会及び東部学校経営支援センターが、教職員からのパワーハラスメント相談に対し、調査内容や判断理由を具体的に示さずにパワーハラスメント非該当と判定し、再調査を拒否すること等は違法・不当であるとして、是正措置等を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

請求人は、東京都教育委員会及び東部学校経営支援センターが教職員からのパワーハラスメント相談に対し、調査の実施状況、事実認定の内容、判断基準及び判断理由を一切開示しないまま、「判定済み」を理由として再調査及び事実確認を拒否した行為について、調査義務・説明責任を放棄した違法かつ不当な不作為であり、結果として東京都に財務的損害又はそのおそれを生じさせている旨の主張をしている。しかし、この主張に

ある東京都教育委員会及び東部学校経営支援センターの行為は上記①から⑥までのいずれにも該当しないため、都の財務会計上の行為を対象とした請求であるとはいえない。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。